

# 令和7年 第10回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年12月19日（金） 15時30分 から 16時30分

2. 開催場所 東神楽町複合施設はなのわ2階201号室

3. 出席委員 11名

会長	12番	島田 謙介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人  
の利用状況報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画  
の要請及び認可公告について

第7 議案第4号 あっせん委員の指名について

第8 議案第5号 農地の現況証明願いについて（農委処分）

第9 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

主査 宮原 健太

主査 河内 大輝

## 開会

事務局長	みなさんお揃いになりましたので始めたいと思います。本日、安藤委員が体調不良のため総会と忘年会を欠席と伺っております。只今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和7年東神楽町農業委員会第10回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗誦します。ご起立願います。今日は4番目になります。私に統いて朗説願います。ひとつ、農業委員会は、豊かで活力ある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	---

## あいさつ

会長	みなさんこんにちは。それでは、東神楽町第10回通算758回総会にあたりまして、ひと言ご挨拶させていただきます。本日は、皆さまそれぞれお忙しい中、安藤委員が体調不良のため欠席されていますけれど、11名の委員にお集まりいただきましてありがとうございました。すごく嬉しかったんですけど、16日道新の中ほどで、何か見たことのある顔だなど確認したところ、ふるさと納税の返礼品ということで野々瀬浩司の米ということで紹介されていました。嬉しいと思いました。現農業委員が紹介されたということで、うちの農業委員会の中でも頑張ってくれていて、新聞にまで載って、皆さんも見たかと思うのですが感動しました、最近、農業情勢も変わらなくて、あまり挨拶のネタもなく野々瀬さんが載ってくれ良かったなと思いました。本日、案件あまり多くはないですがあっせんは多くあがってきています。慎重審議よろしくお願ひいたします。
----	--

## 会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、3番蒔田委員、4番野々瀬委員、よろしくお願ひいたします。
----	---

## 【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願ひします。
河内主査	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。12月2日、和寒町で開催されました令和7年度上川地方農業委員会連合会女性委員研修会へ栗本委員に参加いただいております。12月3日、あっせん委員会を開催し伴野代理、伊藤農地部長、前田委員、伴野委員、蒔田委員、北山委員に出席いただきました。12月10日、第4回町議会定例会へ島田会長に出席いただいております。同日午後より旭川市で開催されました令和7年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会へ島田会長ほか6名に参加いただいております。12月16日、東神楽町農業推進会議臨時総会へ島田会長、札幌市で開催されました令和7年度市町村農業委員会活動強化研修会へ蒔田委員に参加いただいております。以上です。
会長	ありがとうございました。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について事務局より説明お願ひいたします。
河内主査	はい。今回は1件あがってきております。番号29番〇〇ですが前年度より大きな変更点はなく、農地法第2条第3項及び第4項の要件を満たしており、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	ありがとうございました。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	続きまして日程第4議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明お願ひいたします。
伴野代理	会議規則15条の規定により〇〇の退席を求めます。事務局お願ひします。
河内主査	はい。6番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」。面積18,918m <sup>2</sup> 。貸主は〇〇さん。借主は〇〇。解約の成立日につきましては、令和7年12月15日。土地の引渡日については、令和7年12月31日となっております。こちら、合意解約となっておりまして、解約の事由といたしましては売買するためとなっております。このあと議案第4号にてあっせん委員の指名を予定しております。当初の契約期間は令和6年3月29日から令和8年11月30日までの3年間で、基盤強化法で締結された内容を解約するものとなっております。
会長	続きまして番号7番からお願ひします。
河内主査	7番以下3件につきましては、国営工事後に締結された賃貸を、借主以外の者へ売買するため解約するものです。7番。〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積6,166m <sup>2</sup> 。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和7年12月12日。土地の引渡日については、令和7年12月31日となっております。こちらも合意解約となっておりまして、解約の事由は売買するためとなっております。当初の契約期間は令和7年3月27日から令和9年11月30日までの3年間で、基盤強化法で締結された内容を解約するものとなっております。8番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか9筆。総面積27,699m <sup>2</sup> 。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和7年12月9日。土地の引渡日については、令和7年12月31日となっております。こちらも合意解約となっておりまして、解約の事由は売買するためとなっております。当初の契約期間は令和7年3月27日から令和9年11月30日までの3年間で、基盤強化法で締結された内容を解約するものとなっております。9番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積11,585m <sup>2</sup> 。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約の成立日につきましては、令和7年12月9日。土地の引渡日については、令和7年12月31日となっております。こちらも合意解約となっておりまして、解約の事由は売買するためとなっております。当初の契約期間は令和7年3月27日から令和9年11月30日までの3年間で、基盤強化法で締結された内容を解約するものとなっております。以上です。
会長	ありがとうございました。農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と致します。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして、日程第5議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
河内主査	はい。今回は2件あがってきております。番号3番、所有権移転となります。売主〇〇さん。買主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積897m <sup>2</sup> 。対価は無償で、取得者の国籍は日本です。申請理由は、隣地の宅地購入に伴い家庭菜園として使用するためとなっております。実際のお話ですが、〇〇さんはこの畑も売っていたものと思い込んでいたそうです。〇〇さんはこれから計画される国営工事の説明もしておりますが、ぜひ家庭菜園をやりたいという強い意志があります。〇〇さんの〇〇さんの実家は〇〇でニンジンやイモなどの野菜農家をしており、耕運機などの機材の手配も可能です。〇〇の〇〇の通学の便を考慮し、居住開始は2年後を予定しておりますが、それまでの間も通いで管理することです。以上です。
会長	担当、伊藤委員。
伊藤委員	事務局の説明があったとおりであります。現地確認も行いまして、もと家庭菜園されておられたところ現状手つかずの状態となっておりますが、中古住宅を買われた方が家庭菜園として利用されるということで何ら問題ないかと思いますが慎重審議よろしくお願ひいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	続きまして4番。
河内主査	番号4番、所有権移転となります。売主〇〇さん。買主〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積43,311m <sup>2</sup> 。経営面積及び労力総数は記載のとおりとなっております。対価は2千万円。平成24年に〇〇さんから購入した対価と同額となります。申請理由は、〇〇の安定化を図るためとなっております。現在も〇〇が賃貸により耕作しております。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。ここで安藤委員からと思っていたのですが、私から補足しますと伴野代理も分かっているかと思いますが、〇〇さんから〇〇さんが経営されている時代に、農地法3条により対価も今回と同額で買われています。今回、議案打ち合わせギリギリに申請のあった案件でしたが、特段問題もないため総会ではかることとしました。皆さんの方から、この件に関しまして何かご質問等ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について

会長	続きまして日程第6議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について、所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、旧制度からの継続案件については、変更点のみ説明願います。
河内主査	はい。今回、所有権移転が9件、利用権設定の新規が6件、継続が6件となっております。まず所有権移転ですが、129番を除き全て即買いの案件となります。121、122番。国営工事を

	見据えた売買となります。所有権の移転をする者〇〇さん、公社を介し所有権の移転を受ける者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」。面積6, 976 m <sup>2</sup> 。こちら売買となっております。対価の支払い期限は、〇〇さんから公社へ令和8年2月20日、公社から〇〇さんへ令和8年3月5日。売買価格は1, 486, 000円。反当価格は240, 000円となっております。農地売買等事業に係る公社買入及び売渡の案件となっております。以上です。
会長	担当、伊藤委員。
伊藤委員	ただいま事務局の説明通りですが、補足しますと長年の間、〇〇さんから〇〇さんが賃貸をされていたところです。国営で〇〇さんの土地と一緒になる予定もあるので、買った方が良いとは言っていたところでもあります。先月、〇〇さんの農地を〇〇さんが買う案件がありまして、その代金もあるから、せっかくなら買おうということになりました。価格ですが、200, 000円から250, 000円が相場のところ240, 000円とさせていただきました。本人も〇〇歳を越え〇〇はおりませんが、国営が入った後も頑張っていただきたいと思っております。問題ないかと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。続きまして123・124番。
河内主査	123、124番。今年で賃貸期間が終了し、以前から売買の調整を行っておりました。所有権の移転をする者〇〇さん、公社を介し所有権の移転を受ける者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積12, 103 m <sup>2</sup> 。こちらも売買となっております。対価の支払い期限は、〇〇さんから公社へ令和8年2月20日、公社から〇〇さんへ令和8年3月5日。売買価格は2, 725, 000円。反当価格は250, 000円となっております。同じく農地売買等事業に係る公社買入及び売渡の案件となっております。以上です。
会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	事務局の説明あったとおりであります。今回の案件は、〇〇の〇〇さんより売りたいんだという申し出があり、〇〇さんが引き受けてくれた案件であります。〇〇さんから2年ほど前から相談を受けていまして、今回、長年賃貸をされていた〇〇さんが買われることになりました。価格については、相場の反250, 000円としました。問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしくお願ひします。
会長	この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。続きまして番号125・126番。
河内主査	125、126番。国営工事を見据えた売買となります。所有権の移転をする者〇〇さん、公社を介し所有権の移転を受ける者〇〇。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」。面積11, 381 m <sup>2</sup> 。こちら売買となっております。対価の支払い期限は、〇〇から公社へ令和8年2月20日、公社から〇〇さんへ令和8年3月5日。売買価格は3, 744, 000円。反当価格は360, 000円となっております。同じく農地売買等事業に係る公社買入及び売渡の案件となっております。以上です。

会長	担当、伴野代理
伴野代理	ただいま事務局より説明のあったとおりであります。まず図面を見ていただけると分かると思いますが、当該農地左側〇〇-〇〇、〇〇-〇〇を〇〇さんが作られています。反対側は、他の方が作られています。この真ん中は〇〇さんが作られているのですが、今回、国営の設計が行われたところ、この辺りが大きく1枚になるということで、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、3人で話し合いをされた結果、〇〇さんが買われるということになり今回案件となりました。価格につきましては、山側が若干しぶけたり、耕作条件も少し悪いということもあり360,000円ということになりました。問題なかろうかと思いますが、慎重審議よろしくお願ひします。
会長	この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。127・128番、お願いします。
河内主査	127、128番。国営工事を見据えた売買となります。所有権の移転をする者〇〇さん、公社を介し所有権の移転を受ける者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積6,193m <sup>2</sup> 。こちらも売買となっております。対価の支払い期限は、〇〇さんから公社が令和8年2月20日、公社から〇〇さんが令和8年3月5日。売買価格は2,332,000円。反当価格は400,000円となっております。同じく農地売買等事業に係る公社買入及び売渡の案件となっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	ただいま事務局からお話しのあったとおりであります。図面を見ていただけると分かるのですが、〇〇-〇〇・〇〇-〇〇、ここを先月、〇〇さんの売買をさせていただきました。この赤枠部分については、これまで私が耕作していましたが、今回、来年の工事に向けまして〇〇とも相談しまして、この一画を〇〇さんが作っていますので、農地集積の観点からも〇〇さんに大きな田んぼとして作っていただくのが一番かということでお話しさせていただいたところ快く了承いただき、売買になりました。価格につきましては、形も良いですし、私も実際耕作をしていて問題のない土地であるため、相場の反400,000円とさせていただきました。〇〇さんにおかれましては、〇〇さんも元気ですし〇〇さんも若いですし、〇〇を代表される農家さんであります。問題ないかと思います。慎重審議よろしくお願ひします。
会長	この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。続きまして129番。
河内主査	129番は、先月の総会で議決され買入協議の要請を実施した件で、買入協議が成立したため、公社が買入するものとなります。所有権の移転をする者〇〇さん、所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか29筆。総面積111,737m <sup>2</sup> 。売買となっております。対価の支払い期限は、令和8年2月13日。売買価格は16,988,000円。反当価格は、形状などにより、田が200,000円、180,000円、畑が100,000円となっております。公社買入後は、〇〇さんが5年間の一時貸付を経て売渡を受ける予定です。以上です。
会長	担当、伴野代理。

伴野代理	ただいま事務局から説明のあったとおりであります。○○さんにおかれましては、先月も報告したとおり、今後のことを考えた結果、○○をやめるご決断をされ、先月、○○さん、○○さんと売買があつた訳であります。今回は、金額の関係で公社案件となつた訳ですが、当該農地の左奥に○○さんがおられまして、隣接していることもあります、○○さん・○○さん・○○さん・○○さんと私も入りまして協議をして、今回案件となつたわけであります。反当価格につきましては、全体的に山ということもありまして、条件が整わないところもあり、ほぼほぼ四角のところは200,000円。いびつなところは180,000円といった価格をつけております。○○さんにおかれましては、面積が一気に増えますが、年齢も若く、○○さんもフォローはしてくれるということで、他の方の理解も得て話し合いのうえ、今回案件となりました。問題なかろうかと思いますが、慎重審議よろしくお願ひします。
会長	この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。続きまして番号130・131番。
河内主査	130、131番。これまでの○○さんとの賃貸期間が終了し、借主が変更となります。利用権の設定をする者○○さん。公社を介し利用権の設定を受ける者○○さん。所在○○、地番○○-○○。現況地目「田」ほか3筆。面積が36,134m <sup>2</sup> 。こちら農地中間管理権の設定で賃貸借となつております。利用権の設定期間につきましては、令和12年11月30日までの5年間となつております。賃貸料は434,300円、反当価格は15,000円となつております。
会長	担当、西村委員。
西村委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足しますと○○さん○○により、近隣で耕作される方を探し○○さんにお話ししたところ快く引き受けいただきました。○○さんにおかれましては、倉庫も建設されまだ拡大される意向もあり、余力もあるため問題ないかと思います。賃貸料につきましては、前耕作者から引継ぎ15,000円とさせていただきました。問題ないと思いますが慎重審議よろしくお願ひします。
会長	ありがとうございます。この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。続きまして132、133番。
河内主査	132、133番。はじめて賃貸をする農地となります。利用権の設定をする者○○さん。公社を介し利用権の設定を受ける者○○さん。所在○○、地番○○-○○。現況地目「畑」ほか6筆。面積が39,471m <sup>2</sup> 。こちらも農地中間管理権の設定で賃貸借となつております。利用権の設定期間につきましては、令和12年11月30日までの5年間となつております。賃貸料は486,800円、反当価格は15,000円となつております。
会長	担当、西村委員。
西村委員	ただいま事務局から説明のあったとおりです。補足しますと○○さんが○○により○○されるとということで、耕作者を探してたところ○○さんに快く引き受けいただきました。○○さんにおかれましては、○○から他の農地を借りていることもありますし、まだ耕作面積を増やせる農家さんもありますので問題ないかと思います。賃貸料については、近隣に合わせ15,000円とさせていただきました。慎重審議よろしくお願ひします。

会長	ただいま担当委員から説明ありがとうございましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
伊藤委員	○○という経緯があったかと思うのですが、この価格で納得された経緯を今後の参考に教えていただければと思います。
西村委員	○○の作業料については○○さんが払うということで、耕作料を維持できました。
会長	他に何かこの件に関してありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。続きまして134、135番。
河内主査	134、135番。○○さんとの賃貸期間が終了し、借主が変更となります。利用権の設定をする者○○さん。公社を介し利用権の設定を受ける者○○さん。所在○○、地番○○一○○。現況地目「田」ほか9筆。総面積43, 478m <sup>2</sup> 。農地中間管理権の設定で賃貸借となっております。利用権の設定期間につきましては、令和10年11月30日までの3年間となっております。賃貸料は395, 000円、反当価格は12, 000円となっております。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	ただいま事務局からお話しあったとおりであります。○○さんに代わった経緯ですが、○○さんの○○の○○さんが○○の調子が悪く、仕事はされているのですが○○をやめたり制限をかけてられる状態で、これまで○○町ほど管理されていたのですが、減らして○○町ほどにしたいということでお貸の継続はしないことになり、○○と○○で話しをしまして、近くではないのですが○○さんになりました。まだまだ○○町ほど増やしたいという意向を早くから聞いていました、話をしたところ快く引き受けいただきました。期間については、2・3年の間に○○が入る予定もあり、○○さんも売買を希望されていることから3年とさせていただきました。○○さんもまだ若いですし、大体これで○○町ほどになるのですが、まだまだ○○さんも元気に仕事をしております。問題ないと思いますが慎重審議よろしくお願いします。
会長	ただいま担当委員から説明ありがとうございましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定します。続きまして番号136番以降、継続案件になります。
河内主査	136番以降は継続案件となりまして、いずれも前回の集積計画と変更はございませんので、説明は省略させていただきます。
会長	はい。分かりました。全体を通して何かありませんか。
伴野代理	先ほどの○○の○○さん、○○の○○さんもなんですが、規模拡大や集約を念頭に入れていくのは分かるんですが、どういった方が作られるかという問題もあると思いますが、できれば○○のような○○な話も良いのかと思いますし、来年から準備金の関係もあったりします。新規を探すとなると先を見据えて考えていかなければならないと思います。そういう面も含めて、農業委員大変ですが、苦労していたのも知っています。簡単には決められないところがありますが、コミュニケーションを取りながら、皆さんのが先を見据えられるような賃貸・売買をしていければといった意見であります。
会長	はい。分かりました。他に何かありませんか。

蒔田委員	今の話しか聞いて思い出したのですが、賃貸価格は〇〇さんから引き継いだのですが、〇〇さんの話しなのですが、〇〇さんは売買を希望されていて、道営で圃場も大きくなることから、そのまま売買でいければとも思ったのですが、〇〇さん自身が作ってみないと、賃貸をしてみないと分からぬということで賃貸となりました。僕の中では、賃貸をするということは売買も見据えてということを伝えていたつもりではあります。ここ実は〇〇から抜けていて、その後、〇〇に入ることが決まり、売買も考えてもらえることになりました。ただ、賃貸をしてみないと分からぬといったようなことが出てきた際には、中途半端に作ってみていらぬとなってしまうことにならないためにも、農業委員も強い気持ちで賃貸されるということは、売買も視野に入れていることを確認する必要があると思いました。ややこしいことになてしまわないように、今回の件を通して感じたので共有認識としてお話しさせていただきます。以上です。よろしくお願ひします。
会長	私もそう思います。最終的に売買という話しになったときには頼むよ。とひとと言伝えることは必要だと思います。皆さんも同じ思いで進めてもらっているのだと思っています。他に何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは次に入ります。

#### 【議案】あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第7議案第4号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
河内主査	はい。申し出のありました9件について説明いたします。16番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積5, 586m <sup>2</sup> となっております。17番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積19, 588m <sup>2</sup> となっております。18番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畠」。面積26, 964m <sup>2</sup> となっております。19番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか15筆。総面積58, 434. 26m <sup>2</sup> となっております。20番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畠」ほか13筆。総面積138, 375m <sup>2</sup> となっております。21番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畠」ほか15筆。総面積67, 153. 31m <sup>2</sup> となっております。22番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積6, 166m <sup>2</sup> となっております。23番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか35筆。総面積123, 219m <sup>2</sup> となっております。24番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか8筆。総面積42, 133m <sup>2</sup> となっております。9件、いずれも農振農用地区域内で、申し出の理由は売買です。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、あっせん委員の指名については会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは指名いたします。番号16、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。番号17、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。番号18、伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員。番号19、伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員。番号20、伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員。番号21、伴

	野代理、伊藤農地部会長、藤田委員。番号22、伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員。番号23、伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員、北山委員。番号24、伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員、北山委員。以上よろしくお願ひします。
--	---

【議案】農地の現況証明願いについて（農委処分）

会長	続きまして、日程第8議案第5号農地の現況証明願いについて事務局より説明願います。
河内主査	はい。今回は1件あがってきております。7番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積1, 158m <sup>2</sup> 。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては、約30年前から原野の様相を呈した状況となっております。夏頃、不動産売買に関わる業社の方より隣接する宅地とともに同所を売買したいという相談を受けており、8月6日に島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、事務局で現地を確認しております。樹木が成育し、農地として利用することが困難な状況でした。たとえ農地に復元したところで、土地の形状や公道、宅地に面した狭小な土地柄などから、隣接する農地と一体として効率的に利用することも困難とみられ、農業上の利用増進を図ることが見込まれない土地と判断しました。以上です。
会長	担当、伊藤委員。
伊藤委員	こちら〇〇さんの〇〇さんが住まわっていたのですが、宅地を出られて売買する際に、ここも処分したいということになりました。現地も確認しましたが、木も生えており農地として利用することは困難と判断しました。問題ないかと思いますが、慎重審議よろしくお願ひします。
会長	担当委員から説明ありましたが、この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見ご質問ありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは交付します。

【その他】

会長	続きまして日程第9その他についてお願ひいたします。
事務局	①1月総会の日程について ②農業委員の選任について ③令和7年度三町（東川町・美瑛町・東神楽）農業委員会合同研修会について